

行政手続法における聴聞の公示送達

1. 法令名等

行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

行政手続法における聴聞の公示送達

2.規制趣旨・背景

行政手続法第15条第3項では、不利益処分の名あて人となるべき者の聴聞の通知に当たり、「不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」の取扱いを規定している。

不利益処分を行おうとする場合には、原則として名あて人となるべき者について防御権を行使する機会を付与する必要があることから、本原則を確保するために、名あて人となるべき者の所在が判明しない場合には、公示送達の方法をとることとしたものである。

3.制度の概要

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して自らの防御権を行使する機会として弁明の機会の付与又は聴聞の手続をとらなければならないとしている。

行政庁は、通常、不利益処分の名あて人に対して書面により直接聴聞の通知をすところ、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合、行政手続法第15条第3項に基づき、公示事項を事務所の掲示板に掲示することによって、掲示後2週間を経過したときに、聴聞の通知が到達したものとみなし、不利益処分の手続を進めることとなる。

行政手続法における聴聞の公示送達

4. 掲示の実情

各行政庁において、聴聞を行うに当たって不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合に、各行政庁の掲示板上に掲示するものである。

その件数については、行政手続法の施行状況に関する調査（不定期）の調査項目としておらず、把握できていない。

5. 現状のPHASE

PHASE 1 ①

（法令等により書面による「掲示」が義務付けられているもの）

なお、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）の考え方として、書面で公示等が行われた事項について、各府省等のホームページ等により幅広く情報提供を行うことは、改めて法整備を行うことなく実施することが可能とされているものと承知。

行政手続法における聴聞の公示送達

6.PHASEを進めるための論点

本聴聞の公示送達の規定は、国の行政機関が行う不利益処分のみならず、地方公共団体が法律等に基づき行う不利益処分も対象となり、様々な手続があり得るところ、インターネットでの掲示に、不利益処分の名宛て人となるべき者にとってセンシティブな情報が含まれる可能性があるので、掲載の範囲については、行政庁の裁量の余地を残しておくべきではないか。

7.めざすPHASE

○ 課題が解決されれば進めることができるPHASE番号

PHASE 2 又は 3 (類型 4)

上記 6 の論点を丁寧に精査して、デジタル臨時行政調査会・デジタル庁の御知見も頂きながら、実現可能な方策を前向きに検討。

○ PHASEが進むことにより期待される成果

インターネットによる掲示が行われることにより、所在不明の名あて人となるべき者が各行政庁の掲示板と離れた地に居住していた場合においても、当該掲示を見ることが可能となるなど、当該者の利便性向上が期待される。